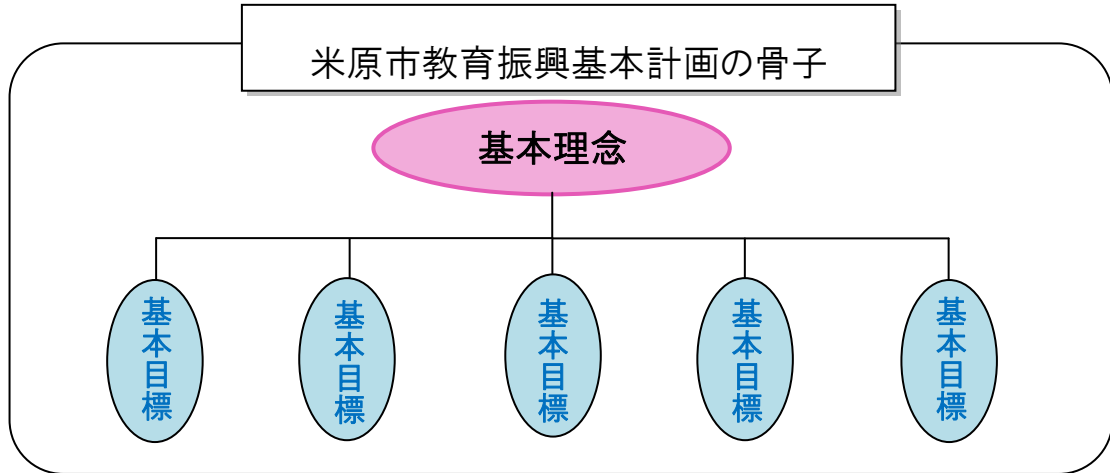


米原市教育大綱について

1 米原市教育大綱の位置づけ

米原市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、米原市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものであり、平成28年度に見直しを行う、「米原市教育振興基本計画」の骨子となる部分をもって大綱として定めるものとします。



2 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、米原市教育振興基本計画の第2期計画の期間にあわせ平成29年度を始期、平成33年度を終期としますが、本市の総合計画や国県および社会情勢の動向を踏まえ、適時改定するものとします。

